

在外選挙これだけは必ず! -Q&Aで調べてみましょう-



韓国・中央選挙管理委員会

提供日時 2010.12.1

<http://ok.nec.go.kr>

☎82-2-503-0648
FAX82-2-504-5350



在外選挙人登録申請手続きについて教えて下さい?



在外選挙人登録申請対象者は国内に住民登録されておらず、国内居所申告もしていない人でなければなりません。

在外選挙人登録申請をするには、大統領選挙と任期満了に伴う比例代表国会議員選挙を実施するたびにその選挙日前 150 日から、選挙日前 60 日まで公館を直接訪問し在外選挙人登録申請書を提出しなければなりませんが、この時、旅券写本と共にビザ・永住権証明書・長期滞在証写本または居留国の外国人登録簿謄本の内、一つを必ず提出しなければなりません。特に外国で生まれた 2・3 世の在外国民は両親の姓名(本名)と登録基準地(旧戸籍地)をあらかじめ正確に把握することで在外選挙人登録申請書を正しく作成することができます。在外選挙人登録申請期間が過ぎれば中央選挙管理委員会が在外選挙人名簿を作成しインターネットを通じて閲覧できるようとした後、異議申請期間を経て確定します。

● 在外選挙人登録申請手続き

住民登録されておらず、
国内居所申告もしていない在外国民

公館を直接訪問し在外選挙人登録申請書提出

中央選挙管理委員会が名簿作成・インターネットホームページ閲覧・異議申請

中央選挙管理委員会が在外選挙人名簿確定